

## 移動販売車における規制改革の要望について

平成 25 年 10 月 10 日

(一社) 日本フランチャイズチェーン協会

## 1. 要望の背景

過疎化が進む地方を中心に「買い物弱者」と呼ばれる高齢者等が増えている状況を鑑み、コンビニエンスストア各社では社会貢献活動の一環として、小型トラック等を使った移動販売のサービスについて検討を行っている。しかし、小型トラック等での移動販売を行うには様々な規制（JFA 要望事項参照）があり、遅々として導入が進まないのが現状である。

東日本大震災の被災地では、コンビニエンスストア等で被害を受け営業できない店舗があり、コンビニエンスストアの商品を揃えた移動販売車を運行することにより、お客様の利便性向上に繋がったという実態もある。

尚、今回の提案の主旨は一律に移動販売車の規制緩和を求めるものではなく、社会貢献活動の一環として要望したものであり、高齢者の多い過疎地域や生活必需品の買い物にも困っている地域等で安心して買い物ができるように移動販売車の規制改革の検討を求めるものです。

## 2. 当協会から規制改革ホットラインに提出の要望事項

## (1) 食品の移動販売に係る申請書の様式統一について

食品の移動販売を行う場合、移動販売車の審査を各地区の保健所に申請を行う必要がある。しかし、この申請書が地区により異なるため、全国で移動販売を行うにあたっては、その準備が大きな負担となっている。このため、都道府県等が独自に許可基準を定める前提であっても、申請書の様式を全国で統一していただきたい。

また、申請書への添付書類として「構造設備仕様書」の提出を求められる場合が多いが、移動販売車専用の様式でない（固定店舗用）ことが多く、記入に多大な時間を要するため、移動販売車専用の様式を定めていただきたい。

さらに、申請時には様々な添付書類の提出も求められているが、添付書類の様式、種類及び枚数が地区により異なるため、準備のための負担が大きい。このため、申請書と同様に添付書類についても、様式・種類・枚数を全国で統一していただきたい。

## (2) 自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について

同要領については、昭和四十二年三月三日に厚生省環境衛生局長通知（環乳第五〇一六号）として発出（別紙参照）されているが、当時と現在とでは、社会的課題も大きく変化しており、高齢化や限界集落の社会的解決の一助としての移動販売の重要性はより増している。一方で、技術的進歩も大きく、当時では解決できなかった温度管理や衛生面の対応が可能となっている。

これらの状況に鑑み、現代に即した新しいガイドラインを定める必要があると考える。新しいガイドライン策定においては、食品の安全性を担保することを大前提としつつ、既に移動販売を実施している小売事業者等からのヒアリングをベースとして、現代のお客様のニーズを最上位において検討していただきたい。

各都道府県等においては、新たに策定するガイドラインを基に許可基準を定めていただくとともに、食品の移動販売を行おうとする者が円滑な申請準備が行えるよう、許可基準の公開をしていただきたい。また、許可基準の策定と公開に関しては、国から都道府県等に対して指導することも併せてお願いしたい。

## (3) 酒類販売について

移動販売を行う店舗が一般酒類小売業免許を有していても、移動販売先において酒類を販売することは現在認められていない。出先において、出張販売という方法での酒類の販売は認められているが、移動販売を想定しておらず、あくまで祭り等イベントを想定している。

このため、移動販売を行う店舗が一般酒類小売業免許を有している場合、移動販売先を事前に申告することによって販売を認めていただきたい。

#### (4) 煙草販売について

移動販売において煙草を販売することは現在認められていない。また、お客様から注文を受けて移動販売車で煙草を運び定価販売する行為（いわゆる宅配）は、値引き販売に相当するとみなされており、停留所毎に移動コストを算出してお客様から別途コストを徴収することは現実的に不可能である。買い物困難地域において煙草の販売を行う他の手段としては、自動販売機の設置も考えられるが、販売数量等を勘案すると移動販売以上にコストが掛かることになる。当然のことながら、自動販売機において煙草を値上げして販売することも出来ない。現在、行われている移動販売は、様々な商品を買物困難地域のお客様に提供しており、特定の商品のみ別途コストをかけて販売することに対し、お客様から理解が得られない。このため、煙草取扱店舗が事前に移動販売先（停留場所）を申請することにより出張販売の一つとして移動販売を認めていただきたい。

### 3. 自動車での移動販売実施における各保健所の許可基準

#### (1) 各保健所共通の基準

<b>①車両の仕様基準</b>
*温度管理可能な冷蔵室、各室に温度計を設置、販売車を常に清潔に保てること
*各室を間仕切りすること（水がしみない硬い素材）、ゴミ箱の設置
*手洗い装置の設置（容量については各県によって異なる。詳細は（2）①参照）
<b>②必要な免許</b>
*乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業
<b>③酒類の販売</b>
*移動販売車に陳列して販売することは不可、注文を受けてお届けすること（いわゆる出前）は可
<b>④煙草の販売</b>
*移動販売及び注文を受けてお届けの双方不可（煙草を定価でお届けすることが値引きにあたること）

#### (2) 保健所ごとに基準が異なるもの

<b>①移動販売を開始するにあたっての基準の相違</b>	
*乳類販売業・食肉販売業・魚介類販売業以外に必要な免許	惣菜弁当業、加工水産物販売認定、豆腐販売業等の免許が必要な保健所もある
*手洗い装置の水の容量	保健所ごとに異なるが、概ね180～320である。また、同量の汚水受けタンクの設置が必須
*ペーパータオルの設置	必要な保健所もある
<b>②店舗にて調理したフライヤー商品（コロッケ、唐揚げ、フライチキ等）を販売するにあたっての基準の相違</b>	
*手洗い装置の水の容量の変更	変更（180→720）を求める保健所もある
*惣菜製造業の免許取得	必要な保健所もある
*表示ラベル（原材料・消費期限）の添付	必要な保健所もある
<b>③申請書</b>	
*行商用の申請書や通常店舗の営業許可申請書等、申請書の様式・添付書類等が地域ごとに異なる	

#### 4. 移動販売車に対する課題の検討

今回提案の主旨は回答を求めるものではなく、また、一律に移動販売車の規制緩和を求めるものでもなく、あくまでも社会貢献活動の一環として、高齢者の多い過疎地域や生活必需品の買い物にも困っている地域等で安心して買物が出来るように、以下の課題等を検討するために関係者（国、自治体、事業者等）と協議する場を要望するものである。

《現状考えられる課題》

##### ①保健所ごとに異なる基準の統一について

自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について【昭和四十二年三月三日厚生省環境衛生局長通知（環乳第五〇一六号）】（別紙参照）を改定するか、新たにガイドラインを国が策定するかして申請書の統一や設備設置基準等を統一し、全国一律の運用を行う。

##### ②酒類の販売について

一般酒類小売業免許所有者が移動販売車を所有する場合には、買い物困難者等のために地域限定で事前許可を得た場所にて移動販売車での酒類を販売する場合に限り許可する（売上は一般酒類小売業免許所有者の店舗に計上）。

##### ③煙草の販売について

煙草販売業免許所有者が移動販売車を所有する場合には、買い物困難者等のために地域限定で事前許可を得た場所にて移動販売車での煙草（外国煙草含む）を販売する場合に限り定額販売を許可する（売上は煙草販売業免許所有者の店舗に計上）。

#### 5. 要望が実現された場合の効果

「買い物困難者」の数は全国で約600万人といわれているが、日々のお買い物困難者への支援は高齢化社会における喫緊の課題である。

今後、高齢化や地方の人口減少を見据え、店舗の出店が困難な過疎地域において移動販売車のニーズは高まるものと考えている。特に、東日本大震災後の移動販売車の活躍により、お客様のニーズは高まっていると実感している。

移動販売車による買い物支援が拡大することにより、約600万人の買い物困難者の生活を支えるインフラになるものと確信している。

以 上

○自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について

(昭和四二年三月三日)

(環乳第五〇一六号)

(各都道府県知事・各政令市市長あて厚生省環境衛生局長通知)

近年都市部への人口の集中及び生活形態の変化などにより、大規模な移動店舗ともいべき食品の移動販売用自動車の利用が増加する傾向にある。

これらの特殊自動車に対して食品衛生法第二一条に基づいて許可を与えるに当たっては、当然従来定められている施設基準に準じ食品衛生上支障のないような施設につき許可しているものと思われるが、その許可条件が食品衛生法本来の目的からみて必ずしも適正であるとは言い難いものも見受けられる。この際その取扱いに遺憾なきを期するため、次のような取扱要領を定めたのでこれを参考として食品衛生の維持向上のために努力せられたい。

自動車による食品の移動販売に関する取扱要領

第一 目的

この要領は、自動車に販売施設を設けて食品を販売する形態の営業について、必要な取扱い方針を定めることによって食品衛生法(以下「法」という。)の円滑な運営をはかり、もって飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

第二 対象

この要領は、法上許可業種とされている食肉販売業、魚介類販売業及び乳類販売業のうち、自動車(道路運送車両法第二條第二項に定めるものをいう。以下同じ。)に販売施設を設けて出店予定地を巡回販売する形態のものを対象とする。

第三 取扱方針

自動車を利用した移動販売営業については、固定店舗と同程度の衛生水準が維持できるものであれば許可する方針であるが、固定店舗を主たる対象として設けられた現行の施設基準を適用するにあたっては、施設基準及びその運用方法について再検討を加え、その営業形態の特殊性を考慮して現実的な観点から所要の措置を講ずるものとする。その際、当該営業について営業場所の極端な制限を行なう等公衆衛生の見地を逸脱するような条件を付してはならない。

1 営業許可

(ア) 移動販売車(以下「営業車」という。)は一台ごとに、かつ、業種ごとに許可を要するものとする。

(イ) 営業許可にあたっては、法第二一条第三項の規定にもとづき、飲食に起因する衛生上の危害を防止するために必要な限度において、品目の制限その他の条件を付することができる。なお、取扱品目に関する条件を付する場合には、次のようなものが考えられる。

食肉販売業にあつては、あらかじめ包装したものに限り取扱うこと。魚介類販売業にあつては、車内で調理加工を行わず、取扱う生食用の魚介類はあらかじめ包装したものに限り取扱うこと。

(ウ) 営業許可は、営業車の属する主たる固定施設の営業所またはこれに代る当該営業車を管理する事務所等(以下「営業所等」という。)の所在地を管轄する都道府県知事(政令市長を含む。以下同じ。)が行なうものとする。営業所等の所在地以外の都道府県の管轄区域にも移動して営業を行なう場合には、改めて当該都道府県知事の許可を要するものとする。

(エ) 法施行規則第二〇条第一項第二号に規定する「営業所所在地」には、営業所等の所在地を記載させること。その他監視指導の必要に応じて常時当該営業車の営業場所、営業日及び時間並びに販売を行なう食品の積み込み場所等を届出させること。

2 施設について

営業車は固定店舗と販売形態を異にするので、その販売形態の特殊性を考慮して、特に次の事項に留意して施設基準の取扱要領等の整備を計ること。

(ア) 営業車は防塵、防虫、防臭設備を設けること。

(イ) 営業車内の設備を衛生的に管理するために、換気、採光に必要な設備を設けること。

(ウ) 営業車内で営業する業種が二以上である場合は、業種ごとに区分して販売食品の保存、陳列等ができること。

(エ) 営業車には、飲用に適する水を十分供給することのできる容積の貯水槽を有した流水式手洗設備を設け、かつその汚水が衛生的に処理できるようにされていること。

(オ) 営業車には、取扱食品を常に摂氏一〇度以下に冷却保存できる能力のある冷蔵施設を設けること。この冷蔵施設には冷蔵温度を正確にはかることができる温度計を備えていること。

第四 監視指導

1 許可を与えた営業者に対しては、その施設の状況のみならずその運営管理について十分な監視指導を行なうことにより、食品衛生の万全を期すること。

(ア) 機動力を有するためにその営業の範囲が広域にわたるので、管内の保健所間はもちろん

ん関係都道府県との連絡協調を密にして、その監視態勢を強化する措置を講ずること。  
(イ) 営業車の移動の経路、営業を行なう場所及び日時食品の積み込み場所並びに仕入先、  
連絡場所または管理事務所等を常に把握し、監視指導に遺憾のないよう努めるとともに、  
事故発生時の処置が速かに講ぜられるよう措置しておくこと。

第五 その他

「昭和三五年一〇月二〇日衛乳第五二号

食品衛生課長  
通知  
乳肉衛生課長

食品衛生法第二〇条の規定に基づく施設基準について」  
及び「昭和三六年九月一四日環乳第二〇号

魚介類行商の疑義について」は廃止する。

乳肉衛生課長通知